

利用者負担説明書

◎ 介護予防・日常生活支援総合事業(デイサービス)

提供時間			
①	10:00	～	16:00
②	10:00	～	13:00 (入浴なし)

① 基本利用料と加算関係

※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍にして計算してください。

※加算の算定につきましては職員配置等により変動が生ずる場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1～2、事業対象者の方が対象)

太子町	通所型独自サービス	(I)1,798 (週1回程度)	単位/月
		(II)3,621 (週2回程度)	単位/月
	緩和した基準による通所型サービス	(I)1,438 (週1回程度)	単位/月
		(II)2,897 (週2回程度)	単位/月
姫路市	通所型独自サービス	(I)1,798 (週1回程度)	単位/月
		(II)3,621 (週2回程度)	単位/月
たつの市	緩和した基準による通所型サービス	(I)332 (週1回程度)	単位/回
		(II)332 (週2回程度)	単位/回

加算等(太子町・姫路市 通所型独自サービス)

サービス提供体制強化加算Ⅰ	(支1)88 (支2)176	単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	(支1)72 (支2)144	単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	(支1)24 (支2)48	単位/回
科学的介護推進体制加算	40	単位/月
生活機能向上連携加算	(I)100 (II)200	単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)20 (II)5	単位/回
一体型サービス提供加算	480	単位/月
生活機能向上グループ活動加算	100	単位/月
若年性認知症利用者受入加算	240	単位/月
栄養アセスメント加算	50	単位/月
栄養改善加算	200	単位/月
口腔機能向上加算	(I)150 (II)160	単位/月
送迎減算	△47	片道につき
高齢者虐待防止措置未実施減算	△1	単位/日
業務継続計画未実施減算	△1	単位/日
※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.9	%
※1 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.0	%
※1 介護職員等ベースアップ等支援加算	1.1	%

※1 基本利用料に加算を加えた1ヶ月あたりの合計金額に対する加算割合です。

加算等(太子町 緩和した基準による通所型サービス)

サービス提供体制強化加算Ⅰ	(支1)88 (支2)176	単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	(支1)72 (支2)144	単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	(支1)24 (支2)48	単位/回
一体型サービス提供加算	480	単位/月
※2 送迎加算(週1回)	200	単位/月
※2 送迎加算(週2回)	400	単位/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ(週1回)	79	単位/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ(週2回)	162	単位/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週1回)	13	単位/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週2回)	27	単位/月
介護職員等ベースアップ等支援加算(週1回)	15	単位/月
介護職員等ベースアップ等支援加算(週2回)	30	単位/月

※2 送迎加算の給付率のみ一律25%のため、実質(週1回の方は2000円×75%=1500円負担になります。週2回の方は2倍の3000円負担です。)

